

# 公益社団法人小山町シルバー人材センター

## 適正就業基準

### (趣旨)

**第1条** この基準は、公益社団法人小山町シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業規約に定めのない就業上の細則を制定することを目的とする。に基づき、会員に適正かつ公平な就業機会を提供するため就業期限、就業日数、就業時間、未就業会員の就業機会確保、その他の就業等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (就業の提供)

**第2条** センターは会員の就業に当たっては、入会申込書記載の希望職種を参考に、平等に就業機会を提供することに努めるとともに、就業に当たっては、会員の健康状態、就業意欲、就業に必要な技能・経験及び発注者の移行並びにその他適正を参酌して、就業を希望する会員との合意を得た上で決定するものとする。

2 就業に必要な作業衣・用具類等は会員の自弁とする。ただし、センターからの貸与品、発注者からの貸与品等についてはこの限りではない。

### (適正就業基準)

**第3条** 同一仕事内容で同一就業場所に年間を通じて就業する会員（以下「継続就業会員」という。）の就業期限、就業時間及び日数の基準（以下「基準」という。）は次のとおりとする。

(1) 就業期限は、発注者との契約に基づき1年以内とし、次年度も継続する見込みのある場合は、その期限を更新することができるものとする。

(2) 就業期限の更新を繰り返すことのできる期間は、最長5年以内とする。ただし、発注者の都合や特殊技能等によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 就業時間及び日数は、原則として次の各号に定めるところによる。

(1) 1日の就業時間は6時間以内とする。

(2) 1箇月の就業日数は15日以内とする。

(3) 就業時間は、原則として月平均80時間以内とする。

3 就業年齢制限として、満75歳になった年の年度末日（3月31日）を以って交替する。

4 特に発注者からの要望等がある場合、又は就業履行上特別な配慮を必要とする場合は、前2項の規定にかかわらず、理事長は特定の調整をすることができる。

### (継続就業会員の継続就業手続き)

**第4条** 継続就業会員に対しては、あらかじめ別紙就業継続通知書を原則として3ヶ月前

に通知をする。

#### **(就業の中止)**

**第5条** センターは、就業会員が発注者、町民若しくは他の就業会員との間でトラブルを発生させた場合、又健康状態（病欠1箇月以上）、就業意欲、技能向上心、協調性、その他の理由により当該業務の就業上、適正を欠くと認められる場合は、その業務への就業を中止することができる。

2 就業を中止させる場合には、別に定める「役員代表者会」において審査を行うものとする。ただし、発注者から就業会員の就業中止の申し出がある場合はこの限りではない。

#### **(事務局の責務)**

**第6条** 事務局は前条の適正就業基準により、就業会員の実態を把握し、会員の公平な就業機会確保に努めるものとする。

#### **(会員の遵守義務)**

**第7条** 会員は、適正就業基準を遵守し、公平な就業機会確保ために協力し合わなければならない。

#### **(基準の改廃)**

**第8条** この基準の改廃及び定めのない事項については、理事会において協議し決定する。

#### **附 則**

- 1 この内部規程は、平成16年7月15日から施行する。
- 2 一部改正、公益社団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）
- 3 一部改正、平成25年2月1日

## 公益社団法人小山町シルバー人材センター

### 適正就業基準内部規程

- (1) センターは、会員の能力と希望に応じて就業の機会を公平に提供すること。
- (2) 適正就業基準の運用は、段階的、弾力的に適用して行く。
- (3) 継続就業会員に対する適正就業基準の設定は、年齢制限、就業期間、及び就業時間の制限とする。
- (4) 適正就業基準の適用は、公共、民間共通の扱いとする。
- (5) 1ヶ月の就業日数は、雇用関係と見なされるような就業形態にならない範囲とする。
- (6) 就業時間が月間80時間を超過する場合は、ワークシェアリング精神に基づき、ローテーション体制とする。
- (7) 年齢制限並びに就業期間の規定に到達する該当者に対しては、順次適任者と交替を行なう。
- (8) 交替時期が近づいて来た会員に対しては、原則として3ヶ月前に就業期限終了の通知を行なう。
- (9) 就業からおおむね3ヶ月間は試用的な期間とし、会員の就業状態を十分に把握することとする。
- (10) センターは、就業会員が発注者、町民若しくは他の就業会員との間でトラブルを発生させた場合、又健康状態、就業意欲、技能向上心、協調性、その他の理由により当該業務の就業上、適正を欠くと認められる場合は、その業務への就業を中止することができる。

#### 附 則

- 1 この内部規程は、平成16年7月15日から施行する。
- 2 一部改正、公益社団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）
- 3 一部改正、（平成25年2月1日）